

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）  
教育環境整備事業（各小中学校LED照明設備リース）  
仕様書

新富町

令和8年1月

## 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）教育環境整備事業 (各小中学校 LED 照明設備リース) に係る仕様書

### 1. 事業名称

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（基金）  
教育環境整備事業（各小中学校 LED 照明設備リース）

### 2. 事業目的

新富町では 2023 年 12 月に、2050 年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す「新富町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、地球温暖化対策である脱炭素社会に向けた取り組みを意欲的に展開するため、町民や事業者などと連携し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」に向けて取り組んでいます。

また、「水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議」で一般照明用の蛍光ランプを令和 9 年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されました。このような状況から、児童生徒の健全な学びの環境を恒常的に維持していくうえで、町内小中学校に設置されている照明器具を LED 照明器具に改修するものです。

多くの学校では膨大な数の蛍光灯器具が残っており、短期間での改修工事の実施は多大な財政負担が生じるため困難な状況となっています。そこで、民間企業の有するノウハウ、資金力、技術力を活用したリース方式（5 年間）を採用し、既存の照明器具の LED 化及びその後の維持管理を一括で行い、環境負荷の低減、財政負担の平準化を図り、効率的な維持管理を行うことを目的とします。

### 3. 対象施設、対象場所、既設蛍光灯照明数量

- (1) 対象施設 別紙 1 「対象施設一覧」のとおり  
小学校：2 校 中学校：3 校
- (2) 対象場所 別紙 1 「対象施設一覧」及び別添図面のとおり
- (3) 既設蛍光灯照明数量 別紙 2 「照明数量」のとおり  
※新富町教育委員会調べによる

### 4. 事業内容

- (1) 新富町立小中学校施設において、既存照明設備のうち LED 化されていない照明設備への導入に伴う設計・計画に関する業務、調査、施工、施工管理及び関連業務を行う。
- (2) リース契約期間内における LED 設備の維持管理業務を行う。
- (3) リース契約期間終了後、導入された設備については、発注者に無償譲渡すること。

### 5. 仕様

- (1) 規格、品質について  
LED 照明への更新については、すべて器具交換とし、次の要求を満たしたものとする。

- ① LED メーカーは日本国内に本社を有し、一般社団法人日本照明工業会または特定非営利活動法人 LED 照明推進協議会いずれかの会員であること。
  - ② LED 照明器具及び付属部品は新品であること。LED 照明器具は、原則ランプのみの交換ではなく器具ごと交換とすること。
  - ③ 耐久性の高い機器並びに 40,000 時間以上の寿命の光源（LED）を使用すること。
  - ④ 将来的に発光部位が損耗した場合にも交換が可能のこと。
  - ⑤ 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）及び同省令等で定める技術基準を満たした製品であること。
  - ⑥ ISO9001 及び ISO14001 の認証取得工場で製造された製品であること。
  - ⑦ 本事業に関連する JIS （日本産業規格）、JIL・JEL・JLMA （日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
  - ⑧ 色温度及び平均演色評価数（Ra）は、原則、既存の照明器具と同等とすること。  
ただし、既存の色温度が電球色の場合は昼白色にすること。
  - ⑨ 外部に設置する LED 照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
  - ⑩ 光害対策ガイドラインを踏まえ、周辺の住環境や農作物等への影響に十分配慮した設計となっていること。
- (2) リース期間中において、受注者による保守対応が可能であること。
- (3) 消費電力及び CO<sub>2</sub> 排出量削減について
- LED 化後の年間消費電力量及び CO<sub>2</sub> 排出量の大幅な削減を実現できる提案であること。
- (4) 契約・金額について
- ① LED 照明設備の導入期限は令和 8 年 8 月 31 日までの夏休み終了期間とする。
  - ② リース期間は 5 年間（60 か月）とする。
  - ③ 提案にあたっては、照明器具代・交換工事費・送料・廃棄費用と賃貸借利率の全てを含んだ金額とし、総額 146,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限として積算すること。
  - ④ リース期間満了後に発注者への所有権の移転（無償譲渡）を行うこと。
- (5) 設備等について
- ① 設置場所ごとに適切な照度とする等、費用対効果の最も高い設備とすること。
  - ② 環境負荷の少ない設備を採用すること。
  - ③ 落下等の危険がないよう安全に設置すること。
  - ④ 発注者は、LED 照明の設置完了後、受注者立ち会いの上、点灯状況を確認する。
- (6) 照度について
- 教室、廊下、便所等すべての室の照度計算書、照度分布図、既存照度測定書を作成し、必要照度を満たす照明器具を選定すること。なお、各室の照度の下限値については、原則下表とし、発注者と協議すること。
- ただし、表に記載のない室については、JIS Z 9110「照明基準総則」、文部科学省「学校環境衛生基準」、学校環境衛生管理マニュアルによるものとする。

室名	設計照度【lx】
教室(普通教室、特別教室、特別支援教室、少人数教室等を含む)、職員室、校長室、保健室、相談室、会議室 ほか	500
体育館及び武道場におけるアリーナ	300
トイレ、廊下等	200
倉庫、機械室等	100

## 6. 保守点検業務

(1) 照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED 照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。

- ① 設置後から賃貸借期間終了までの間、不点灯及び照度低下（設置後 40,000 時間以内に設置後照度測定の平均照度の 70%未満）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、修理、交換等（以下「交換等」という。）を行うこと。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工について発注者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因、措置内容等）を発注者に報告すること。
- ② 受注者は照明器具のリース期間開始から終了までの間、適切な動産総合保険に加入し、器具に不具合が発生した場合は、速やかに交換等の措置を行うこと。なお、照明器具の設置後から賃貸借期間開始までの間については、メーカー保証により、交換等の措置を行うものとする。
- ③ 受注者は、維持管理業務として LED 照明設備の修理、交換を行うときは、受注者の責任のもと、当該作業に必要な資格を有する者を選定すること。

## 7. 検査

- ① 取替工事の完了した施設は、速やかに「11. 提出書類一覧」で定める完成図書を提出し、検査を受けること。
- ② 足場（脚立足場を除く。）を使用して取替工事を行った箇所については、事前に発注者に報告し、検査時期の協議を行うこと。
- ③ 検査は受注者の立会いのもとを行うこと。
- ④ 検査では正指示があった箇所については、受注者の責任においてリース開始日までにこれを是正し、是正報告（是正前後写真等）を発注者に行うこと。

## 8. リース期間終了後の器具の取扱い

リース期間終了後の器具一式は、無償で発注者へ引き渡すものとする。

## 9. 関係法令の遵守

LED 照明への更新や既存設備の撤去等、アスベスト調査（※）に当たっては、建設業法（昭和 24 年法律 100 号）、最新版の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、廃棄物の

処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）のほか、関係する法令、条例等を遵守すること。

※調査費用については、提案時見積書には含めず、現地調査結果により必要と判断された場合その都度協議するものとする。

#### 10. その他

本事業は、防衛省の交付金を活用した事業となるため、新富町がその他要求する書類を提出すること。

## 11. 提出書類一覧

次に掲げる書類2部及びデーター式を期日までに発注者に提出すること。

期 日	提出書類	内 容	備 考
施工前	実施計画書	①業務実施方針 ②実施工程表 ③施工体系図 ④緊急時連絡体制 ⑤照明器具配置検討図 ⑥施工完成図 ⑦照度測定結果一覧（既存） ⑧電気料金及びCO <sub>2</sub> 削減表 ⑨交付金対象内外按分表	交付金の活用に伴い、児童生徒が使用する教室等と主に教員が使用する執務室（校長室・職員室等）を区分する必要があるため、交付金対象内外按分表を提出してください。

施工後	完成図書	①照明器具配置図	
		②照明器具設置前後の写真	
		③官公署へ提出した届出、報告書	
		④照明器具一覧	
		⑤照度測定結果一覧（新設）	部屋毎に記載すること
		⑥絶縁抵抗・普通試験結果一覧	
		⑦照明器具仕様書	
		⑧産業廃棄物処理管理票	
		⑨維持管理に係る緊急連絡先及び担当者	
		⑩完成図	
		⑪打合せ記録簿	
		⑫出荷証明書	
		⑬試験成績表	